

介護支援専門員更新研修(実務未経験者対象)・再研修の 受講要件に関するQ&A

ここには、よくある質問を掲載しています。申込書類の掲載方法や掲載されていない事項については、研修実施団体へ直接お問合せください。

《目次》

1 概要

- Q 1 [更新研修\(実務未経験者対象\)の受講対象者\(受講要件\)を教えてください。](#) … P 2
- Q 2 [再研修の受講対象者\(受講要件\)を教えてください。](#) … P 2
- Q 3 [更新研修\(実務未経験者対象\)と再研修のどちらを受講すべきかわかりません。](#) … P 3
- Q 4 [再研修を受けると、介護支援専門員証を更新できますか？](#) … P 3
- Q 5 [オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？](#) … P 3

2 受講要件の詳細

- (1) 更新研修(実務未経験者対象)における受講要件①について
- Q 1 [「概ね1年以内」とは具体的にどのくらいですか？](#) … P 4
- (2) 更新研修(実務未経験者対象)における受講要件②について
- Q 1 [「実務経験」とは何ですか？](#) … P 4
- Q 2 [実務経験として算定する期間はいつからですか？](#) … P 5
- (3) 再研修における受講要件①について
- Q 1 [「登録後5年以上実務に従事したことがない者」とは何ですか？](#) … P 5
- Q 2 [登録を受けた日がいつなのかわかりません。](#) … P 5
- (4) 再研修における受講要件②について
- Q 1 [「直近の実務経験終了後5年以上実務に従事していない者」とは何ですか？](#) … P 5
- (5) 再研修における受講要件③について
- Q 1 [「直近の実務経験終了後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者」とは何ですか？](#) … P 5
- (6) 再研修における受講要件①～③について
- Q 1 [再研修の受講要件①～③の違いがわかりません。](#) … P 6
- (7) 再研修における受講要件④について
- Q 1 [「県が適当と認めるもの」とは何ですか？](#) … P 6

付録 「こんなときは、受講できないことがあります！」

- 事例 1 [申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込に手続き漏れがある。](#) … P 7

まずは、以下のフローチャートで、ご自身が主任介護支援専門員更新研修を受講できるか、確認してください。

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>[介護支援専門員の受講対象研修及び登録・証交付手続きフローチャート\(PDF\)](#)



1 概要

Q 1 更新研修（実務未経験者対象）の受講対象者（受講要件）を教えてください。

A 1 受講対象者は、次の①及び②の両方の受講要件に該当する者になります。

《受講要件》

- ① 研修開始時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内である者。
- ② 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者
 - （ア）研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までに実務経験がない者
 - （イ）お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までに実務経験があるものの、3か月分以上の支援経経過記録等を含むケアプラン等の写し（モデルケースに係る模擬ケアプランを含む）を提出できなかったために、実務経験者対象の更新研修を受講できなかった者

Q 2 再研修の受講対象者（受講要件）を教えてください。

A 2 受講対象者は、次の①から④までのいずれかの受講要件に該当する者になります。

《受講要件》

- ① 研修申込時点で、登録後5年以上実務に従事したことがない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとするもの（介護支援専門員証を交付されたことが一度もなく、介護支援専門員の登録を受けてから5年以上が経過した者）。
- ② 研修申込時点で、直近の実務経験終了後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとするもの（お持ちの介護支援専門員証の有効期間が満了した者）。
- ③ 研修申込時点で、直近の実務経験終了後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、当該実務経験終了後5年を経過する前に再度実務に従事するため、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとするもの（お持ちの介護支援専門員証の有効期間が満了した者）。
- ④ 研修申込時点で、介護支援専門員の登録を受けた日から5年を経過した者で、県が適当と認めるもの。

Q 3 更新研修（実務未経験者対象）と再研修のどちらを受講すべきかわかりません。

A 3 お持ちの介護支援専門員証の有効期間が満了していれば、再研修を受講してください。反対に、有効期間がまだ満了していなければ、更新研修を受講してください（ただし、受講要件を満たしている必要があります）。

また、介護支援専門員証の交付を受けたことが一度もなく、介護支援専門員の登録を受けた日から5年を経過している方は、再研修を受講してください。一方、登録を受けた日から5年を経過していない方は、至急、登録している都道府県に対し「介護支援専門員証交付申請」をしてください（登録を受けた日から5年を経過するまでは、各種法定研修を受講する必要はありません）。

なお、再研修を修了した日から5年を経過している方は、改めて再研修を受講してください。一方、再研修を修了した日から5年を経過していない方は、至急、登録している都道府県に対し「介護支援専門員証交付申請」をしてください（再研修を修了した日から5年を経過するまでは、各種法定研修を受講する必要はありません）。

なお、いずれの研修を受ける場合であっても、諸般の事情（研修日に仕事が入った等）により急きょ研修を受講できなくなるときに備えて、研修日程を確認し、事前に日程調整のうえ受講してください。

※ 更新研修（実務未経験者対象）と再研修の研修内容、研修実施機関、申込方法、開催時期は同じです。

※ 更新研修（実務未経験者対象）と再研修を誤って受講申込みしてしまっても、本県及び研修実施機関において職権修正しますので、受講申込先を誤ったことをもって受講不可となることはありません。ただし、いずれの受講要件も満たしていない場合は、受講不可となります。

Q 4 再研修を受けると、介護支援専門員証を更新できますか？

A 4 再研修を受ける方の介護支援専門員証はすでに有効期間が満了しているため、更新できません。その代わりに、新たな有効期間が附された介護支援専門員証を取得することになります。

Q 5 オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？

A 5 パソコン（受講者1人につき1台必要です。タブレット、スマートフォンは推奨しません。）、有線又は無線LANによるインターネット環境（LTE通信等、通信制限がかかる通信環境は推奨しません。）、ヘッドセット等は、ご自身でご準備ください。

厚生労働省では、受講者の負担軽減や円滑で効果的な研修実施を支援する取組として、研修のオンライン化を推進する方針を示しています。本県でも、本方針に則り、法定研修をオンライン開催とする場合がありますが、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修ですので、オンライン研修に参加する受講者は、専門職の責務として主体的かつ協調性をもった受講姿勢で参加してください。また、円滑な受講のためには安定した受講環境を確保する必要がありますが、そのための機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がけてください。

（厚生労働省「[都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き](#)」参照）

2 受講要件の詳細

(1) 更新研修（実務未経験者対象）における受講要件①について

Q1 「概ね1年以内」とは具体的にどのくらいですか？

A1 当該年度に実施される更新研修を受講しなければ、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間を更新することが不可能である場合には、「概ね1年以内」に該当します。

翌年度の同時期に実施される更新研修を受講しても、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間を更新することが可能である場合は、翌年度に受講してください。

(例) 令和6年6月1日が有効期間満了日の場合

令和5年3月1日 R4年度更新研修修了→翌年度も受講できるので、受講不可

令和6年3月1日 R5年度更新研修修了→今年度受講しないと更新できないので、受講可

令和7年3月1日 R6年度更新研修修了→有効期間が満了しているため、受講不可

(2) 更新研修（実務未経験者対象）における受講要件②について

Q1 「実務経験」とは何ですか？

A1 介護支援専門員として、次の(ア)から(キ)のいずれかの事業所等において自分でサービス計画書の作成業務を行った経験をいいます。よって、該当する事業所等において勤務していても、自分でサービス計画書の作成を行っていない方は、実務未経験になります（平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照）。

なお、前任の介護支援専門員等、自分以外の他者が作成したサービス計画書に基づいてケアマネジメント業務を行っていた場合は、自分でサービス計画書を作成していないため、**実務未経験**になります。

また、自分でサービス計画書の作成を行っていた経験がある方でも、3か月以上分の支援経過記録を含むケアプラン等の写し(モデルケースに基づく模擬ケアプランを含む)を提出できなかったために、実務経験者対象の更新研修を受講できなかった場合も、実務未経験とみなします。

※ 自分でサービス計画書を作成した経験がないにもかかわらず、実務経験者として受講申込みした場合、そもそも受講資格がないため受講は無効となり、介護支援専門員証の更新はできません。

(ア) 居宅介護支援事業所

(イ) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所

(ウ) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所

(エ) 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）

(オ) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所

(カ) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

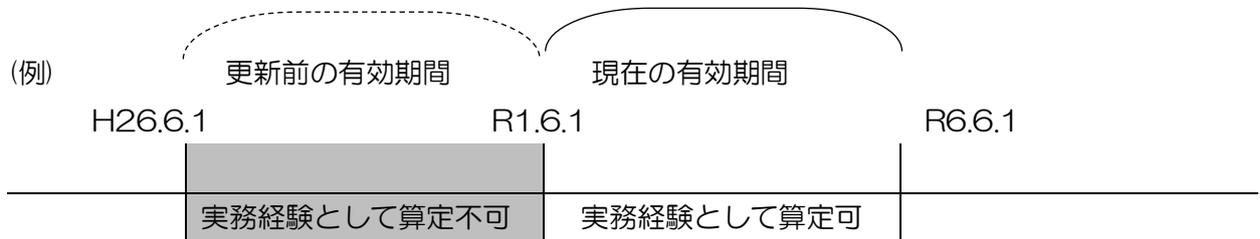
(キ) 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

※ 短期入所生活介護（ショートステイ）は(ア)～(キ)のいずれにも該当しません。

※ 兼務の場合も含みます。

Q 2 実務経験として算定する期間はいつからですか？

A 2 現在お持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日の5年前から研修申込時点までの期間です。よって、有効期間満了日から遡って5年以内に1日以上の実務経験がある方は、更新研修（実務経験者対象）の受講対象者となります（ただし、事例（3か月分以上の支援経過記録等を含むケアプラン等の写し（モデルケースに基づく模擬ケアプランを含む））を提出できなかったために、実務経験者対象の更新研修を受講できなかった方は、実務経験が1日以上あっても更新研修（実務未経験者対象）を受講してください）。



※ 事例（3か月分以上の支援経過記録等を含むケアプラン等の写し）は、市販のテキスト等に掲載されている模擬事例（モデルケース）について作成した模擬ケアプラン等を含みます。模擬事例（モデルケース）について、自分で状況を想定して模擬ケアプランや模擬支援経過記録等を作成することが困難である場合は、更新研修（実務未経験者対象）を受講してください。

(3) 再研修における受講要件①について

Q 1 「登録後5年以上実務に従事したことがない者」とは何ですか？

A 1 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者をいいます。

（ア）介護支援専門員証の交付を受けたことが一度もない者で、介護支援専門員の登録を受けた日から5年を経過したもの

（イ）介護支援専門員証の交付を受けたが、介護支援専門員として勤務したことがないまま介護支援専門員証の有効期間が満了してしまった者

Q 2 登録を受けた日がいつなのかわかりません。

A 2 介護支援専門員の登録を行った都道府県から、登録をした旨の通知がお手元に郵送されていますので、当該通知を参照してください（通常、登録申請日から30日以内には郵送されます）。当該通知を紛失した方は、登録している都道府県の介護保険主管課にご相談ください。

(4) 再研修における受講要件②について

Q 1 「直近の実務経験終了後5年以上実務に従事していない者」とは何ですか？

A 1 介護支援専門員証の交付を受けたあと介護支援専門員として勤務したものの、介護支援専門員としての勤務が終了したあと5年以上が経過し、介護支援専門員証の有効期間も満了した者をいいます。

(5) 再研修における受講要件③について

Q 1 「直近の実務経験終了後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者」とは何ですか？

A 1 介護支援専門員証の交付を受けたあと介護支援専門員として勤務したものの、介護支援専門員としての勤務が終了したあと、再び介護支援専門員として勤務する予定がなかったために介護支援専門員証を更新せず、そのまま介護支援専門員証の有効期間が満了した者をいいます。

(6) 再研修における受講要件①～③について

Q 1 再研修の受講要件①～③の違いがわかりません。

A 1 受講要件①から③を厳密に区別する必要はありません。

再研修の受講対象者は、簡単にいうと、(ア) 介護支援専門員証の交付を一度も受けたことがない者で、介護支援専門員の登録を受けた日から5年を経過しているもの、(イ) 介護支援専門員証の有効期間が研修申込時点ですでに満了している者(現在、有効な介護支援専門員証をお持ちでない方)、のいずれかです。再研修の申込みにあたり、実務経験があるか否かは問いませんので、(ア) 又は (イ) のいずれかに該当する方であれば、再研修を受講してください。

(7) 再研修における受講要件④について

Q 1 「県が適当と認めるもの」とは何ですか？

A 1 介護支援専門員の登録を受けた日から5年を経過している者のうち、本県にて再研修を受講すべき特段の事情があると認められるものをいいます。特段の事情の有無につきましては、個々の事情を勘案して判断しますが、次のような場合は特段の事情に該当しません。

《特段の事情に該当しない例》

・事業所の担当者が法定研修の申込みを行うことになっているにもかかわらず、当該担当者のミスにより受講対象であった専門研修や更新研修に申し込みなかった場合でも、本来受講対象であった法定研修の代わりに再研修を受講することはできません。

→ 介護支援専門員証は個人の資格であり、資格管理に係る責務はご自身にあります。事業所単位で法定研修の申込みを行うことが勤務する事業所の方針であったとしても、申込みを行ったかどうか担当者に直接確認する等により、ご自身で資格管理をしてください。

・気が付いたら受講対象であった専門研修や更新研修の申込期限を過ぎていた場合でも、本来受講対象であった法定研修の代わりに再研修を受講することはできません。

→ 法定研修の申込開始については、本県及び研修実施機関ホームページに随時掲載しています。また、本県ホームページでは、例年3月末に翌年度の申込時期及び開催日程をお知らせしていますので、年度当初に本県ホームページをご自身で確認し、申込みや受講のスケジュール管理を行ってください。

なお、再研修の受講申込者全員について、介護支援専門員証の有効期間がすでに満了しているかを確認したうえで受講決定を行っています。受講申込時点において、介護支援専門員証の有効期間が満了していない方については、再研修の受講は不許可となりますので、本来受講対象であった法定研修の代わりに再研修にお申込みいただいても受講不許可となります。

・県から法定研修に関するお知らせがきたら手続きしようと思っていたが、何もお知らせがなく、専門研修や更新研修の申込時期がわからなかった。

→ 本県では、法定研修に関する個別のお知らせはしていません。本県ホームページに随時情報を掲載していますので、ご自身でご確認ください。

!!付録!! 「こんなときは、受講できないことがあります！」

事例 1 申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込に手続き漏れがある。

対策 次のような場合は申込期限を過ぎてからの申込とみなされるため、申込を受け付けることができません。申込期限までに、手続き漏れのないよう申込をしてください。

- (例)
- ・郵送した申込書類が、申込期限の翌日に研修実施機関に配達された。
 - ・インターネット申込は申込期限までに行ったが、申込書類の郵送をしなかった。
 - ・申込期限に間に合わないと思い、FAX や持ち込みで申し込んだ。